

第2回公契約に関する協議会

日時：令和5年11月16日（木）15：00から17：00

場所：県庁新庁舎8階議会第4会議室

□会議次第

1 開会

2 議事

- (1) 傍聴及び写真撮影の諾否の決定
- (2) 【報告】最近の経済動向及び雇用情勢について
- (3) 【報告】公契約条例等の類型例
- (4) 【報告】公契約条例制定県の条例概要
- (5) 意見交換

3 閉会

□配布資料

資料1 最近の経済動向及び雇用情勢について（暫定版）

資料2 公契約条例等の類型例

附属資料2-1 類型番号1～7の主な条例等

資料3 公契約条例制定県の条例概要

附属資料3-1 奈良県公契約条例の概要

附属資料3-2 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の概要

附属資料3-3 「県が締結する契約に関する条例」の検討結果について

最近の経済動向及び雇用情勢について

1 概況

(1) 全国

月例経済報告（内閣府） 令和5年10月30日発表

景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、総じてみれば緩やかに改善している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(2) 県内

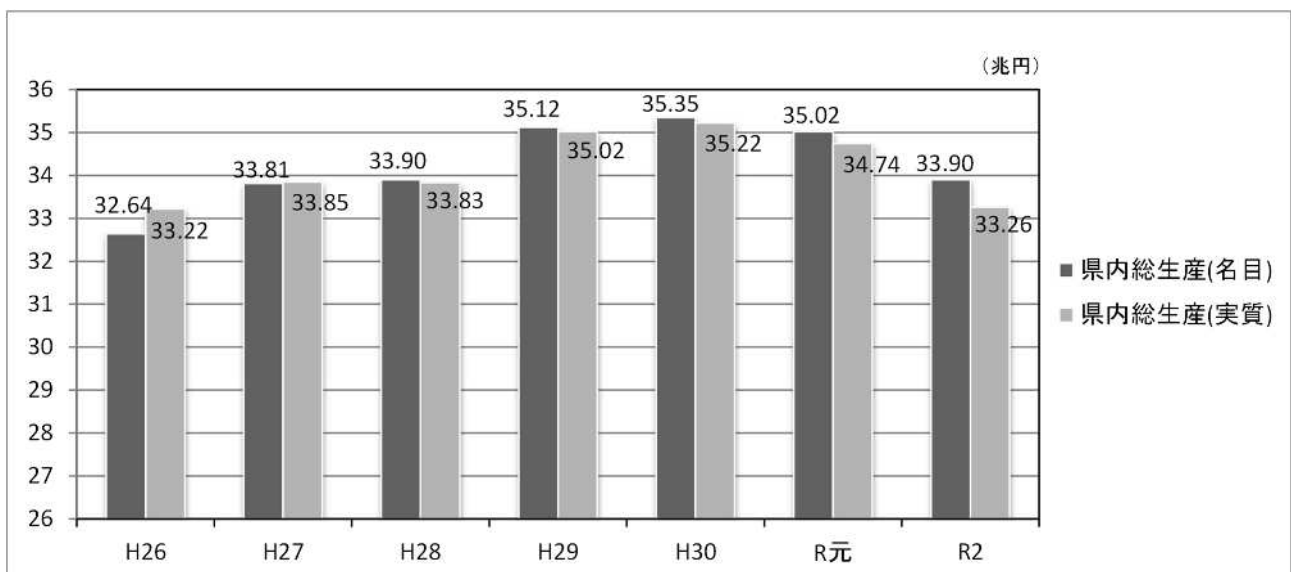
神奈川県金融経済概況（日本銀行横浜支店） 令和5年9月8日発表

神奈川県の景気は、海外経済の回復ペース鈍化の影響などを受けつつも、緩やかに回復している。

- ・個人消費 一部に弱めの動きもみられるものの、回復している。
- ・設備投資 増加している。
- ・輸 出 横ばい圏内の動きとなっている。
- ・生 産 持ち直している。
- ・雇用・所得環境 持ち直している。

2 経済動向

(1) 県内総生産の推移



資料：神奈川県「令和2年度県民経済計算」（令和5年4月28日）

(2) 日本経済の見通し (前年度比増減率、実質)

区分	2021年度 (実績)	2022年度 (実績見込み)	2023年度 (政府経済見通し)
国内総生産	2.5%	1.7%	1.5%
設備投資	2.1%	4.3%	5.0%

資料：「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和5年1月23日閣議決定)

(3) 神奈川経済の見通し (前年度比増減率、実質)

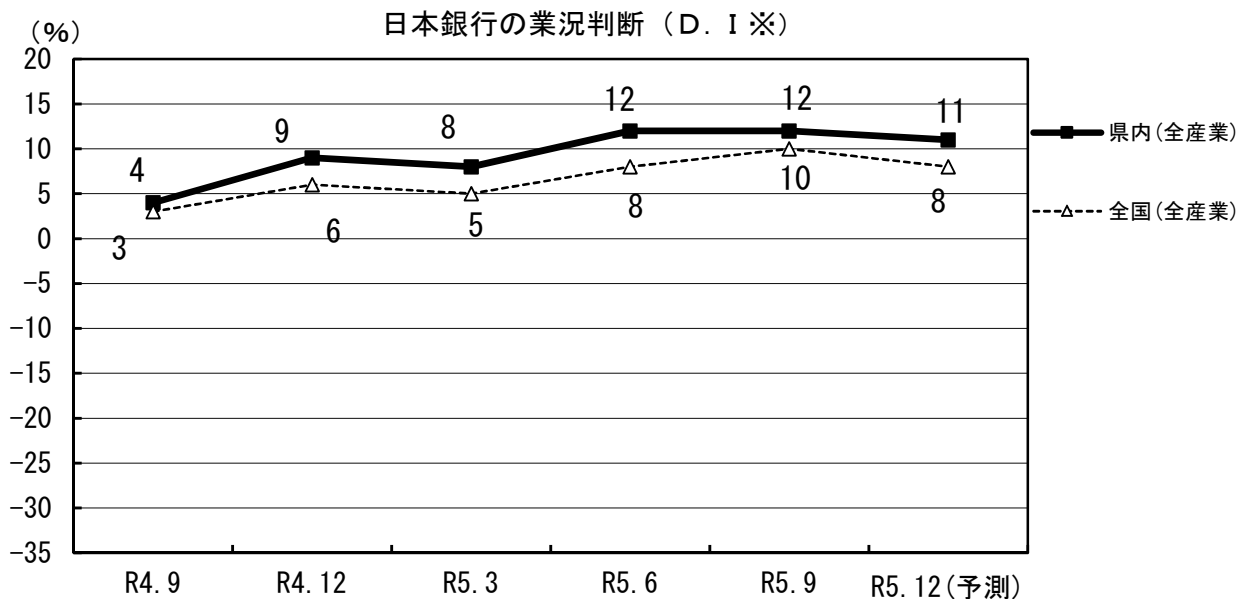
区分	2020年度 (実績見込み)	2021年度 (実績見込み)	2022年度 (予測)	2023年度 (予測)
県内総生産	▲5.8%	2.4%	2.1%	1.3%
設備投資	▲8.2%	2.4%	3.9%	3.0%

資料：株式会社 浜銀総合研究所「2023年度の神奈川県内経済見通し」(令和4年12月23日発表)

3 景気動向

(1) 日本銀行

- ・県内の9月の全産業業況判断D. Iは、前回(令和5年6月)から横ばい
- ・全国の9月の全産業業況判断D. Iは、前回(令和5年6月)比で2ポイント上昇



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(令和5年10月2日)
日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果」(令和5年10月2日)

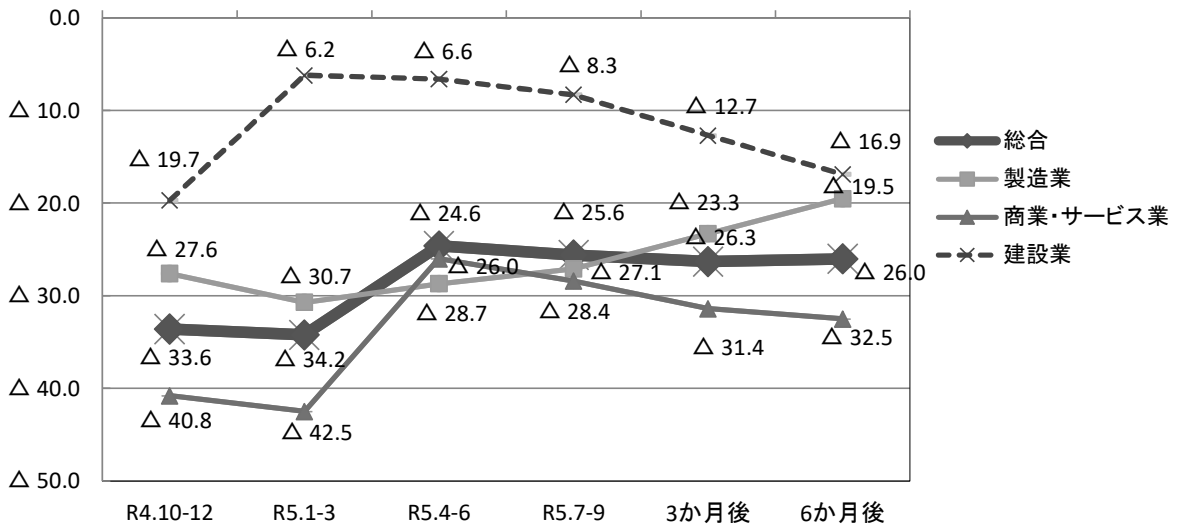
※D. I (%)

「Diffusion Index」の略。業況判断指数(「良い」-「悪い」)の回答社数構成比。

(2) 公益財団法人神奈川産業振興センター

県内の中小企業の今期（令和5年7月～9月期）の総合業況判断D. I は、前期（令和5年4月～6月期）比で1.0ポイント低下

神奈川産業振興センターの業況判断（D. I）



資料：公益財団法人 神奈川産業振興センター「中小企業景気動向調査」（令和5年9月19日）

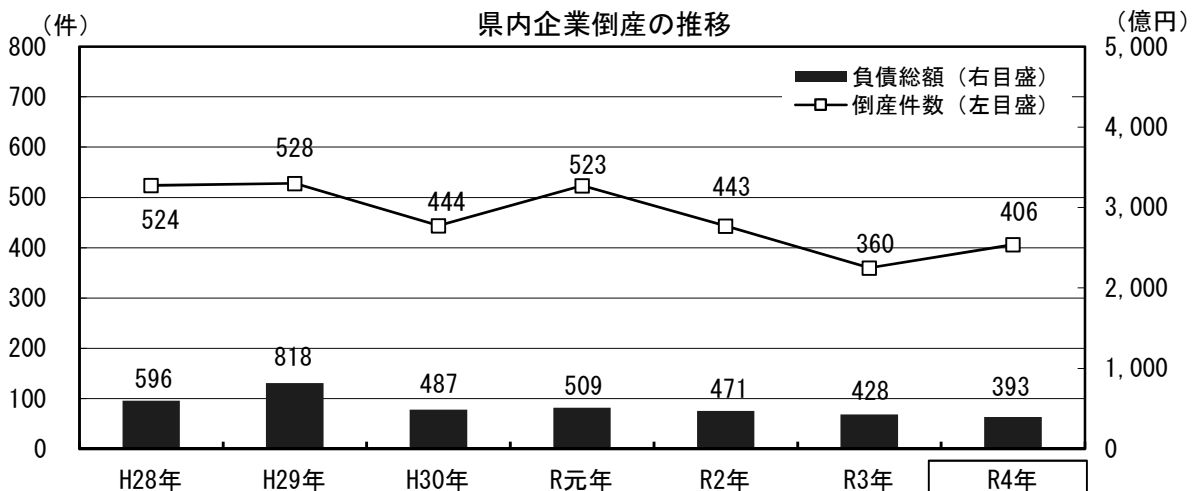
(3) 企業倒産件数

県内の9月の倒産件数、負債総額は、ともに前月より減少

（単位：件、億円）

区分		R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	(R4.9)	R2年	R3年	R4年
県内	件数	37	40	48	42	38	443	360	406
	負債総額	51	71	95	33	40	471	428	393
全国	件数	770	758	760	720	599	7,773	6,030	6,428
	負債総額	1,509	1,621	1,083	6,919	1,448	12,200	11,507	23,314

資料：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」（令和5年10月10日）



4 雇用情勢

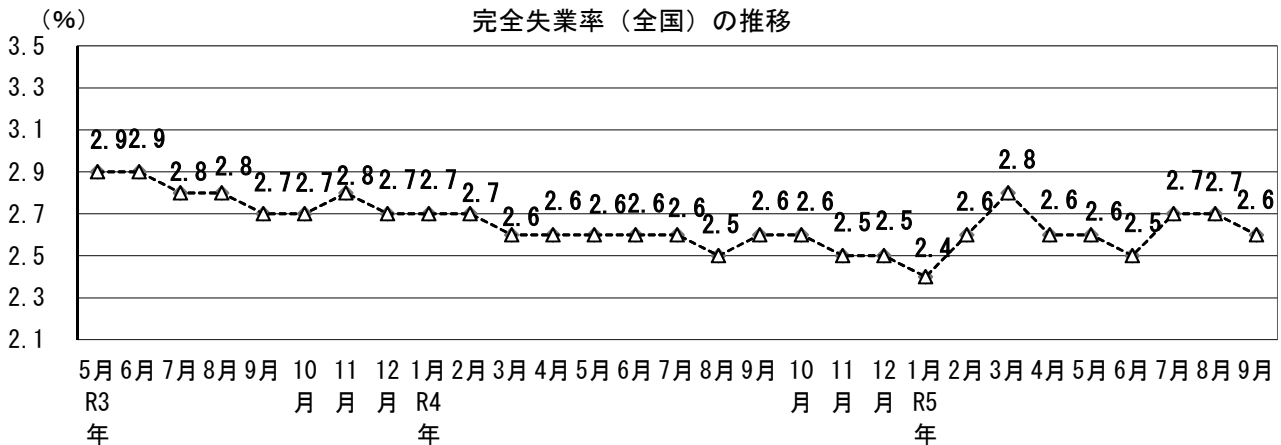
(1) 完全失業率

全国の9月の完全失業率は、2.6%で前月比で0.1ポイント低下

(単位：%)

区分	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R2年	R3年	R4年
県内	3.2			—	—	—	2.9	3.0	2.8
全国	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.6	2.8	2.8	2.6

資料：総務省「労働力調査」（令和5年10月31日）※神奈川県の数値は、推計値（四半期平均）



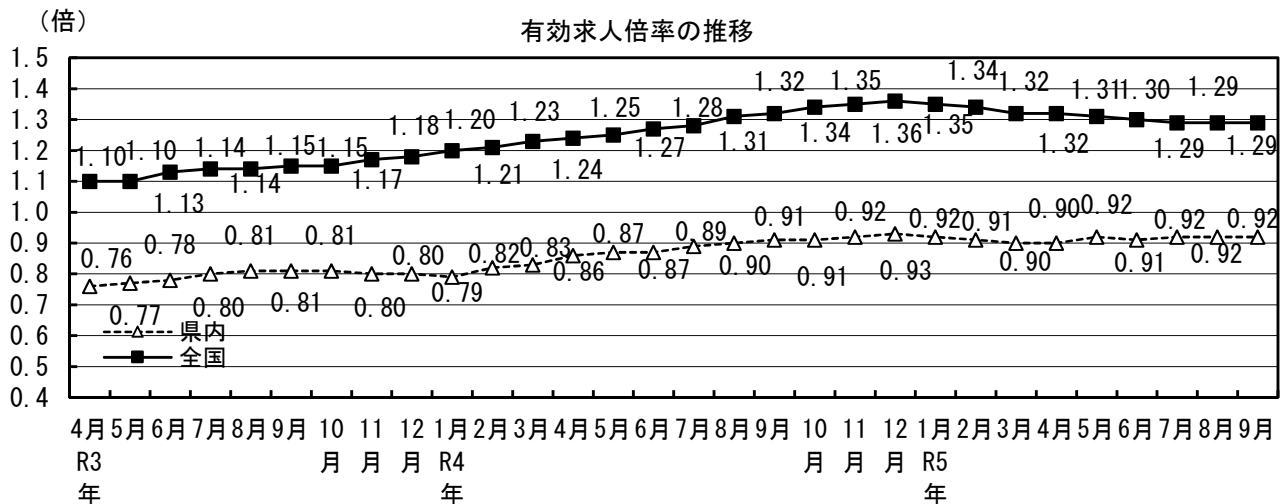
(2) 有効求人倍率

県内の9月の有効求人倍率は、0.92倍で前月から横ばい

(単位：倍)

区分	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R2年	R3年	R4年
県内	0.91	0.92	0.92	0.92	0.87	0.79	0.87
全国	1.30	1.29	1.29	1.29	1.18	1.13	1.28

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況（季節調整値）」（令和5年10月31日）



経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

- 高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を果たす新たなチャンスを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。
- 今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。
 - まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、**足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す**。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、**賃上げのモメンタムの維持・拡大**を図る。
 - **供給力を強化**すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。
 - **人口減少を見据えた社会変革を起動・推進**するため、デジタル行財政改革や人手不足等に対応する制度・規制改革、こども・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。
- 予算措置のみならず、**税制や規制・制度改革を総動員**。

(※)税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

取りまとめの視点



フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



実証から実装のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



府省庁・制度間連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

参考資料

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- ・ 所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税)【税制】
- ・ 低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)
- ・ 両者の間におられる方(※)への丁寧な対応

(※)①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者

- ・ 燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。
- ・ 漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施
- ・ 重点支援地方交付金の追加
 - 生活者向け: 学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPガス使用世帯等への支援
 - 事業者向け: 中小企業(特別高圧・LPガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援
- ・ 公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保
賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進める
- ・ 食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

- ・ 企業や家庭における省エネの更なる促進
 - 企業: 工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断
 - 家庭: 子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援
 - 省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援
 - 運輸: クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援
- ・ 再エネ支援(自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)
- ・ 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

- ・ 賃上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた賃上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)【税制】
- ・ 労務費の転嫁のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援
- ・ 資金繰り等の支援

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

- ・ 中小企業の省力化投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(インボイス対応支援等含む)
- ・ 医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要の財政措置、事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】

(3) 「年収の壁」への対応を含めた所得向上へ取組

- ・ 年収の壁・支援強化パッケージ
- ・ 家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用者の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大 等

2 構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進

(1) 三位一体の労働市場改革の推進

- ・ リ・スキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)
- ・ 職務給導入(ジョブの整理・括り方、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・判例との関係等の事例整理・公表)
- ・ 成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)

(2) 多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)

3 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

(1) 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- ・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制 等
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケットイン志向の輸出産地育成等)
- ・ 新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ショールーム新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

(2) 地方活性化

- ・ 国立公園の滞在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ」の実行、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興 等

(3) 大阪・関西万博の推進(会場整備や内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)

第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

(1) 科学技術の振興及びイノベーションの促進

- ・ムーンショット型等の研究開発(核融合追加、生成AI等)
- ・新規治療法や革新的新薬開発に向けた遺伝情報(全ゲノムデータ)搭載の情報基盤構築、量子技術の実用化加速、認知症治療等に資する研究基盤整備、若手研究者支援、イノベーションボックス税制【税制】等

(2) フロントアの開拓

- ・宇宙:技術戦略策定、「宇宙戦略基金」の設置、複数年度にわたる先端技術開発・実証・商用化支援、H3ロケット開発・打上げ、衛星コンステレーション構築、アルテミス計画への参画、準天頂衛星システム開発加速
- ・海洋:開発重点戦略策定、自律型無人探査機(AUV)、レアアース揚泥技術等の開発・実証支援

(3) GX・DXの推進及びAIの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

- ・省エネ投資促進、水素等の危険物規制の見直し検討【制度】、GX実行に係る独占禁止法運用の予見可能性向上【制度】等
- ・サーキュラーエコノミーの実現、アジア・ゼロエミッション共同体構想の推進
- ・先端半導体等の国内生産拠点の整備支援及び研究開発の支援、Beyond5G研究開発支援、生成AIの開発力強化、生成AIに関する国際的ルール形成主導等

(4) 経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備

- ・重要物資安定供給のための設備投資等の支援、土地利用転換の迅速化【制度】、関連インフラ整備の支援、戦略分野国内生産促進税制(仮称)【税制】

(5) 教育DXフロントア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、クリエイター・アーティスト育成・文化施設の次世代型機能強化

(6) 対日直接投資の促進

- ・外国企業の誘致への支援等、海外起業人材の在留資格更新時のオフィス保有要件緩和【制度】

2 イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

- ・ストックオプション税制の充実(年間の権利行使価額の上限額引上げ等)【税制】
- ・事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】、事業成長担保権の創設【制度】、公共調達ルール整備【制度】
- ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進、グローバル・サウスでの市場開拓、事業再構築法案【制度】等

第5節 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

1 自然災害からの復旧・復興の加速(東日本大震災等の自然災害からの復旧復興等)

2 防災・減災、国土強靭化の推進

- ・国土強靭化5カ年加速化対策推進、流域治水、公共施設、通信、交通等インフラ耐災害性の強化、次期気象衛星整備による線状降水帯等の予測精度向上・防災気象情報改善

3 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

(1) 国民の安全・安心の確保

- ・コロナに係る医療機関の病床、ワクチン接種体制の確保支援、ALPS処理水対応、花粉症対策、性犯罪・性暴力被害者支援の強化、不登校児童生徒への支援等

(2) 外交・安全保障環境の変化への対応

- ・グローバルサウス等への支援強化、ウクライナ復興支援、日本ASEAN友好協力50周年を機とした包括的・戦略的関係の深化
- ・自衛隊の運用態勢の確保、海上保安能力の強化、サイバーセキュリティの強化
- ・経済安全保障(サプライチェーン強靭化、国際海底ケーブルの多ルート化等)、食料安全保障(国内肥料、大豆・小麦の生産・利用拡大等)

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

1 デジタルによる地方の活性化

- ・デジタル田園都市国家構想交付金によるデジタル実装支援、データセンターの地方拠点整備等

2 デジタル行財政改革

(1) 主な改革への取組

- ・教育:GIGA端末・校務システムの共同調達、教材としてのデジタルコンテンツ活用促進等
- ・交通:地域の自家用車・ドライバー活用検討、自動運転レベル4の社会実装・事業化後押し、送電網や河川でのドローン航路設定、ドローン目視内飛行の許可等申請手続き短期化及び無人地帯における目視外飛行の規制見直し【制度】等
- ・介護等:ICT技術等の導入支援、ロボット等を活用する施設の人員配置基準の特例的柔軟化【制度】等
- ・子育て:プッシュ型子育て支援、母子保健情報の連携、保育DX、児童福祉相談業務のDX
- ・防災:防災DX推進(マイナンバーを活用した支援ニーズ把握、防災デジタルプラットフォームの構築、防災アプリ開発、データ連携基盤構築)
- ・インバウンド・観光:入国手続きデジタル化における情報提供の機能強化、インバウンド観光に係る規制や手続きの総点検【制度】等
- ・スタートアップの成長促進:システム調達におけるスタートアップの参入機会の拡大【制度】

(2) 国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

- ・地方公共団体の情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行支援等
- ・マイナンバー登録事務デジタル化、マイナンバーカードのスマホ搭載、アナログ規制見直し等

3 公的セクター等の改革

- ・ウォーターPPP導入拡大の支援、地域公共交通のリ・デザイン等

4 DXの推進に関連するその他の取組

- ・産業用データ連携基盤構築、電子署名普及のための法解釈の明確化等

5 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

- ・物流:「2024年問題」に対応する「物流革新緊急パッケージ」の推進、物流DX推進等
- ・自動運転等の社会実装:自動運転車の事業化加速、デジタル対応の物流拠点整備、デジタルライプラインの構築等
- ・建設・建築:適切な労務費確保、資材価格の適切な価格転嫁【制度】、監理技術者の配置柔軟化【制度】等
- ・医療・介護:高齢者施設における経営の協働化・大規模化支援、人員配置基準の特例的な柔軟化【制度】、介護サービスでの複数事業所での管理者の常勤・専従要件の明確化・緩和【制度】等
- ・外国人材:特定技能の対象分野の追加検討・措置【制度】、外国人材を対象とした日本語教育の推進等

6 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

- ・児童手当の支払い月の年3回から年6回への変更及び初回支給の前倒し(25年2月→24年12月)、乳幼児健診の対象拡大の取組支援等

(2) 教育DXフロントア戦略の推進を始めた公教育の再生

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、生成AI等の利活用含め、個別最適な学びをサポートする仕組みの構築に向けた検討加速、1人1台端末を活用した「心の健康観察」導入支援等

(3) 女性活躍の推進(賃上げ促進税制の強化、配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化等)

(4) 高齢者活躍の推進及び認知症施策(「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期着手等)

(5) 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

本経済対策の規模

- 令和5年度補正予算における一般会計追加額は、**13.1兆円**(重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1.1兆円を含む)。
- これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると**17兆円台前半程度**と見込まれる。

本経済対策の効果

経済押し上げ効果

実質GDP換算：**19兆円**程度
年成長率換算：**1.2%**程度
(今後3年程度で上記効果が顕現すると仮定した場合の単純平均)

消費者物価の抑制：**▲1.0%**程度

公契約条例等の類型例

資料2

(各自治体の状況を基に神奈川県作成)

① 番号	② 方法	③ 賃金 条項	④受注者の責務	⑤概 要	⑥主な条例名等	⑦主な制定府縣市
1	条 例	○	○ 賃金報告書など	賃金条項あり、賃金報告書等の提出を求め、罰則等を規定している場合が多い。 野田市など平成25年度までに条例を制定した自治体が多い。	野田市公契約条例 公契約条例（川崎市） 相模原市公契約条例	野田市、 川崎市、相模原市
2	条 例	○	○ 簡易なチェックリストなど	賃金条項あり、賃金報告書等に代え、簡易的なチェックリストなどの提出にして、報告や立入調査なども規定している場合が多い。	新宿区公契約条例 豊橋市公契約条例	新宿区、豊橋市
3	条 例	×	○ 労働環境報告書など	賃金条項はなく、公契約の目的などに加え、労働環境報告書などの提出を求め、労働条件や賃金支払状況を確認している。	奈良県公契約条例 県が締結する契約に関する条例（岩手県） 愛知県公契約条例	奈良県、岩手県、 愛知県
4	条 例	×	×	賃金条項はなく、公契約の目的を定めている。 労働環境報告書などの提出は求めない。	長野県の契約に関する条例 岐阜県公契約条例 事業者等を守り育てる静岡県 公契約条例	長野県、岐阜県、 静岡県、 沖縄県、滋賀県、 熊本県
5	大 綱	×	×	条例ではなく大綱で公契約の基本理念などを定めており、賃金条項はなく、公契約の適正化、適正な労働条件の確保、社会的価値の実現などを目的としている。	公契約大綱（京都府） 福知山市公契約大綱	京都府、福知山市
6	要 綱	○	○ 労働者賃金支払報告書など	条例ではなく要綱で賃金条項を定め、労働者賃金支払報告書帳等の提出などを求めている。 報告や立入調査なども規定している場合が多い。	市川市公契約要綱 上尾市公契約に係る労働環境 の確認に関する要綱	市川市、上尾市、 富士見市
7	要 綱	×	○ 労働環境報告書など	賃金条項はなく、条例ではなく要綱で労働環境確保のための労働環境報告書などの提出を求め、労働条件や賃金支払状況を確認している。	ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱 新座市契約に係る労働環境の把握に関する要綱	ふじみ野市、 新座市

(各県市の条例等を基に神奈川県作成)

類型番号 1 ～ 7 の主な条例等

	頁
・ 類型 1 野田市公契約条例	2
・ 類型 2 新宿区公契約条例	12
・ 類型 3 愛知県公契約条例	24
・ 類型 4 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例	28
・ 類型 5 公契約大綱（京都府）	31
・ 類型 6 市川市公契約要綱	34
・ 類型 7 ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱	39

○野田市公契約条例

平成21年9月30日野田市条例第25号

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。

本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約及び野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成21年野田市条例第7号)第6条第1項の規定により市長又は教育委員会が締結する公の施設の管理に関する協定(以下「指定管理協定」という。)

(2) 受注者 第4条に規定する公契約を市と締結した者

(3) 下請負者 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から第4条に規定する公契約に係る業務の一部について請け負った者

(4) 請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務の一部についての請負の契約により当該公契約に係る業務に従事する者で次のいずれにも該当するものであって、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者と同視すべきものとして市長が認めるもの

- ア 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者
 - イ 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者
- (5) 賃金等 労働基準法第11条に規定する賃金及び請負労働者の収入
(平22条例24・平24条例26・一部改正)

(受注者等の責務)

第3条 受注者、下請負者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「法」という。)の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者(以下「受注者等」という。)は、法令等を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保することはもとより、公契約に係る責任を自覚し、公契約に係る業務に従事する者が誇りを持って良質な業務を実施することができるよう、労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない。

(平24条例26・平25条例4・一部改正)

(公契約の範囲)

第4条 この条例が適用される公契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される契約であって、次に掲げるもの及び全ての指定管理協定とする。

- (1) 予定価格が4,000万円以上の工事又は製造の請負の契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの
- (3) 前号に定めるもののほか、工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要があると認めるもの

(平22条例24・平23条例25・平24条例26・平26条例16・一部改正)

(労働者の範囲)

第5条 この条例の適用を受ける労働者(以下「適用労働者」という。)は、前条に規定する公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条の規定の適用を受ける者を除く。第15条において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの及び前条に規定する公契約に係る請負労働者とする。

- (1) 受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者
- (2) 下請負者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者
- (3) 法の規定に基づき受注者又は下請負者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者

(平 2 2 条例 2 4 ・平 2 4 条例 2 6 ・一部改正)

(適用労働者の賃金等)

第 6 条 受注者等は、適用労働者に対し、次に定める 1 時間当たりの賃金等の最低額（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）以上の賃金等を支払わなければならない。

(1) 工事又は製造の請負の契約 契約を締結した日の属する年度の農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため決定した公共工事設計労務単価（以下この号において「労務単価」という。）に規定する職種ごとに、千葉県において定められた額を 8 で除した額に 1 0 0 分の 8 5 を乗じて得た額（労務単価に規定されていない職種又は千葉県において額が定められていない職種にあっては、労務単価を勘案して市長が別に定める額）

(2) 工事又は製造以外の請負の契約及び指定管理協定 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年野田市条例第 3 2 号）別表第 1 及び別表第 1 の 2 に定める額、国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等並びに本市が既に締結した工事又は製造以外の請負の契約に係る労働者の賃金等を勘案して市長が別に定める額

2 工事又は製造以外の請負の契約及び指定管理協定については、最低賃金法第 4 条第 3 項各号に掲げる賃金は、前項に規定する賃金等に算入しない。

3 第 1 項の規定の適用については、最低賃金法施行規則（昭和 3 4 年労働省令第 1 6 号）第 2 条の規定を準用する。

(平 2 2 条例 2 4 ・平 2 3 条例 2 5 ・平 2 4 条例 2 6 ・平 2 9 条例 8 ・一部改正)

(適用労働者の申出)

第 6 条の 2 適用労働者は、支払われた賃金等の額が前条第 1 項に規定する賃金等の最低額を下回るときその他受注者等がこの条例に定める事項に違反する事実があるときは、市長又は受注者等にその旨の申出をすることができる。

2 受注者等は、適用労働者が前項の申出をしたことを理由として、当該適用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(平 2 6 条例 1 6 ・追加)

(適用労働者への周知)

第 7 条 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって適用労働者に周知しなければならない。

(1) 適用労働者の範囲

(2) 第6条第1項に規定する賃金等の最低額

(3) 前条第1項の申出をする場合の連絡先及び当該申出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

(平22条例24・平25条例36・平26条例16・一部改正)

(受注者の連帯責任等)

第8条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者(以下「受注関係者」という。)がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が第6条第1項に規定する賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、建設業法(昭和24年法律第100号)又は下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。

(平22条例24・平25条例36・一部改正)

(報告及び立入検査)

第9条 市長は、適用労働者から第6条の2第1項の申出があったとき及びこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、適用労働者の労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平26条例16・一部改正)

(是正措置)

第10条 市長は、前条第1項の報告及び立入検査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者の違反については受注者に、受注関係者の違反については受注関係者(第6条第1項の規定に違反しているときは受注者及び受注関係者)に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長が定める期日までに、市長に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第11条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市と受注者との公契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、市長は、その損害を賠償する責任を負わない。

(平26条例16・一部改正)

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定により公契約の解除をしたとき又は公契約の終了後に受注者等がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、市長が別に定めるところにより公表するものとする。

(平22条例24・一部改正)

(損害賠償)

第13条 受注者は、第11条第1項の規定による解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金)

第14条 市長は、受注者等がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。

(平22条例24・追加)

(野田市公契約審議会の設置)

第14条の2 第6条第1項に規定する賃金等の最低額に関する事項その他公契約に関する重要な事項について調査審議するため、野田市公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平29条例8・追加)

(組織)

第14条の3 審議会は、委員6人以内で組織する。

(平29条例8・追加)

(委員)

第14条の4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働者団体を代表する者
- (2) 建設業団体を代表する者
- (3) 商工団体を代表する者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平29条例8・追加、令元条例13・一部改正)

(会長)

第14条の5 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(平29条例8・追加)

(会議)

第14条の6 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、労働者団体を代表する者である委員、事業者である委員及び学識経験者である委員それぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平29条例8・追加)

(意見の聴取等)

第14条の7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平 2 9 条例 8 ・ 追加)

(総合評価一般競争入札等の措置)

第 1 5 条 市長は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札（同令第 1 6 7 条の 1 3 で準用する場合を含む。）により落札者の決定（第 4 条第 1 号に掲げる契約に係る落札者の決定を除く。）をしようとするときは、当該決定に係る業務（以下この条において「決定業務」という。）に従事する労働基準法第 9 条に規定する労働者であって、次の各号のいずれかに該当するもの及び決定業務に係る請負労働者の賃金等を評価するものとする。

(1) 落札者に雇用され、専ら決定業務に従事する者

(2) 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から決定業務の一部について請け負った者（次号において「その他請負者」という。）に雇用され、専ら決定業務に従事する者

(3) 法の規定に基づき落札者又はその他請負者に派遣され、専ら決定業務に従事する者
(平 2 2 条例 2 4 ・ 旧第 1 4 条繰下 ・ 一部改正、平 2 4 条例 2 6 ・ 一部改正)

(低入札価格調査制度の拡充等の措置)

第 1 6 条 市長は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 1 7 年野田市条例第 3 2 号）第 2 条に規定する契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。

3 受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。

(平 2 2 条例 2 4 ・ 追加)

(委任)

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 2 2 条例 2 4 ・ 旧第 1 5 条繰下)

(水道事業への適用)

第18条 第2条から第14条まで及び第15条から前条までの規定は、水道事業が発注する工事又は製造その他についての請負の契約について準用する。

(平25条例36・追加、平29条例8・一部改正)

○新宿区公契約条例

令和元年6月21日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、公契約の手續及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区（以下「区」という。）及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結する請負契約、業務の委託契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結した者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者（区長が別に定める者を除く。）をいう。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は業務の委託契約により公契約に係る業務に従事する者

(適用範囲)

第3条 第8条から第16条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

(1) 予定価格が2,000万円以上である工事の請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上である業務の委託契約

(3) 協定

2 前項の規定は、公契約の相手方が国、地方公共団体その他区長が認めるものであるときは、適用しない。

(基本方針)

第4条 区における公契約に係る基本的な方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公契約に係る手続の透明性を確保すること。

(2) 公契約の入札に参加しようとし、又は公契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。

(3) 談合その他の不正行為を排除すること。

(4) 区の区域内（以下「区内」という。）の事業者が公契約に係る業務を請け負い、又は受託すること及び区民（区内に住所を有する者をいう。）が公契約に係る業務に従事することができる機会を確保するよう努めること。

(5) 労働者等の適正な労働条件を確保し、労働環境の悪化等により公契約の履行における品質の確保に支障が生じることのないようにすること。

(6) 公契約の履行における品質にふさわしい価格により調達すること。

(7) 区が推進する施策の実現に寄与する調達を推進すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公契約の適正な履行を確保すること。

(区の責務)

第5条 区は、前条に規定する基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第6条 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。

2 受注者等は、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第7条 受注者等は、公契約に係る業務の一部を他の事業者（第2条第4号イに掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第8条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 工事の請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 業務の委託契約及び協定 新宿区職員の給与に関する条例(昭和27年新宿区条例第1号)第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表(二)が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、第17条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、第1項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約に定める事項)

第9条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。

(2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対してその差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。

(3) 受注者は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。

(4) 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならないこと。

ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先

エ 次条の規定による申出を行った労働者等への不利益な取扱いの禁止

(5) 受注者は、第12条第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならないこと。

(6) 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。

ア 受注関係者は、受注者に準じて第1号の規定を遵守すること。

イ 受注関係者は、第12条第2項の規定による区長からの協力の求めに応じるよう努めること。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第11条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の要求及び立入調査)

第12条 区長は、第10条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、書類の閲覧その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前2項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第13条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 受注者は、前項に規定する措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第14条 区は、受注者が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除(協定にあっては、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令)(以下「解除」という。)をすることができる。

(1) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第15条 区は、解除をしたときは、その旨を公表するものとする。

(損害賠償)

第16条 区は、受注者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、解除により受注者に生じた損害を賠償する責めを負わない。

(審議会の設置)

第17条 労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について調査審議するため、区長の附属機関として新宿区労働報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学識経験を有する者、事業者及び労働者のうちから、区長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

労働環境確認報告書(工事)

年 月 日

新宿区長 宛て

新宿区公契約条例第9条第3号の規定に基づき、本報告書を提出します。
 なお、新宿区公契約条例を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境を確保します。

所在地：
 名称：
 代表者の職・氏名： 印
 連絡先電話番号：
 担当者：

契約(工事)件名：

【労働条件に関する事項】(労働基準法)

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 就業規則の内容を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 ※ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要です。 (10人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第89条	はい・いいえ 対象外
	2 労働者に対して、就業規則等を周知している(作業所に掲示、書面にて交付等)。	労働基準法第106条第1項 労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ
労働条件の明示	3 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している(就業規則の提示、労働条件通知書の交付等)。	労働基準法第15条第1項 労働基準法施行規則第5条第1項	はい・いいえ
労働時間	4 業務場所において、業務に必要な準備行為や業務終了後の清掃等の時間も労働時間として管理している。	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	はい・いいえ
	5 労働時間及び時間外労働時間について客観的な記録を基に管理している。		はい・いいえ
	6 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録している。		はい・いいえ
休憩	7 休憩は、適正に付与している(全ての従業員に一齐に付与又は労使協定を締結し交代で付与)。	労働基準法第34条	はい・いいえ
休日	8 休日は、適正に付与している。	労働基準法第35条	はい・いいえ
年次有給休暇	9 年次有給休暇は、法定どおり継続勤務の期間に応じた日数を付与し(上回る場合を含む。)、原則として請求された時季に与えている。	労働基準法第39条	はい・いいえ
	10 10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日以上毎年時季を指定して与えている。	労働基準法第39条第7項	はい・いいえ
時間外・休日労働	11 時間外・休日労働に関する協定届(36協定)は、事業場ごとに締結され、労働基準監督署に適正に届け出ている。	労働基準法第36条	はい・いいえ
	12 36協定の範囲内で時間外・休日労働をさせており、その時間を超えた時間外労働はさせていない。		はい・いいえ
	13 労働基準法における時間外労働の上限規制の趣旨を理解し、時間外労働について適切に対応している。	労働基準法第36条第3項及び第4項	はい・いいえ

(二)

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
災害補償	14 業務災害への対策を適正に行っており、その際、事故報告等の記録も適正に行っている。	労働基準法第8章	はい・いいえ
帳簿	15 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適正な記載事項で整備している。	労働基準法第107条から第109条まで	はい・いいえ
	16 法定帳簿その他労働関係に関する書類を3年間保存している。	労働基準法第109条	はい・いいえ
賃金	17 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金を支払っている。	労働基準法第24条及び第108条	はい・いいえ
	18 賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第24条	はい・いいえ
	19 割増賃金の計算の基礎となる単価は、適正である。	労働基準法施行規則第19条	はい・いいえ
	20 法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働について、適正に割増賃金を支払っている。	労働基準法第37条第1項及び第4項	はい・いいえ
	21 当該工事に専ら従事する労働者（下請負している場合は、下請負先の労働者を含む。）で最も低い労働報酬下限額（最低賃金）は、（四）に記載のとおりである。		

【安全衛生に関する事項】（労働安全衛生法）

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	22 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 ※ 常時使用する労働者が50人以上の場合は、衛生管理者と産業医の選任義務があります。	労働安全衛生法第3章	はい・いいえ
健康診断	23 毎年定期的、かつ採用時に健康診断を実施している。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条及び第44条	はい・いいえ
	24 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5	はい・いいえ
安全教育	25 衛生管理者等に対し、安全教育の実施等を行っている。	労働安全衛生法第19条の2第1項	はい・いいえ
受動喫煙の禁止	26 分煙化の推進など、実情に応じ受動喫煙対策を行っている。	労働安全衛生法第68条の2	はい・いいえ

【社会保険に関する事項】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
社会保険	27 労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法	はい・いいえ
	28 建設業退職金共済制度に加入している場合は、加入している旨の標識を工事現場の見やすい場所に掲示し、かつ労働者が従事した日数に応じた共済証紙を労働者の共済手帳に貼っている。	中小企業退職金共済法	はい・いいえ 対象外

(三)

【本契約の一部を下請負する場合における下請負先への要請】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
下請負先への要請	29 当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の目やうい場所に掲示し、区にも提出している。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	(下線部) 建設業法第24条の7第4項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	はい・いいえ 対象外
	30 下請負先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約をしている。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	建設業法第19条の3	はい・いいえ 対象外
	31 下請業者の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該下請負先に要請等を行っている。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	新宿区公契約条例	はい・いいえ 対象外

【労働環境を更に向上させる取組】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
ワークライフバランス	32 休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】 (確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	
	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

(四)

労働者等の報酬額について

年 月 日時点

職種	員数 (延べ人数)	最低の報酬額 (最低賃金)	業者名
		(1日当たり)	上段には元請又は請負業者名を記入する。 ※ 請負業者を記載する場合は、括弧書きで一次、二次等を記入する。 下段には事業者の所在地を記入する。
			業者名 所在地
			業者名 所在地
			業者名 所在地
			業者名 所在地
			業者名 所在地
			業者名 所在地
			業者名 所在地
			業者名 所在地
			業者名 所在地

労働環境確認報告書(委託・協定)

年 月 日

新宿区長 宛て

新宿区公契約条例第9条第3号の規定に基づき、本報告書を提出します。
 なお、新宿区公契約条例を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境を確保します。

所在地：
 名称：
 代表者の職・氏名： 印
 連絡先電話番号：
 担当者：

契約(委託・協定)件名：

【労働条件に関する事項】(労働基準法)

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 就業規則の内容を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 ※ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要です。 (10人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第89条	はい・いいえ 対象外
	2 労働者に対して、就業規則等を周知している(作業所に掲示、書面にて交付等)。	労働基準法第106条第1項 労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ
労働条件の明示	3 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している(就業規則の提示、労働条件通知書の交付等)。	労働基準法第15条第1項 労働基準法施行規則第5条第1項	はい・いいえ
労働時間	4 業務場所において、業務に必要な準備行為や業務終了後の清掃等の時間も労働時間として管理している。	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	はい・いいえ
	5 労働時間及び時間外労働時間について客観的な記録を基に管理している。		はい・いいえ
	6 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録している。		はい・いいえ
休憩	7 休憩は、適正に付与している(全ての従業員に一齐に付与又は労使協定を締結し交代で付与)。	労働基準法第34条	はい・いいえ
休日	8 休日は、適正に付与している。	労働基準法第35条	はい・いいえ
年次有給休暇	9 年次有給休暇は、法定どおり継続勤務の期間に応じた日数を付与し(上回る場合を含む。)、原則として請求された時季に与えている。	労働基準法第39条	はい・いいえ
	10 10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日以上毎年時季を指定して与えている。	労働基準法第39条第7項	はい・いいえ
時間外・休日労働	11 時間外・休日労働に関する協定届(36協定)は、事業場ごとに締結され、労働基準監督署に適正に届け出ている。	労働基準法第36条	はい・いいえ
	12 36協定の範囲内で時間外・休日労働をさせており、その時間を超えた時間外労働はさせていない。		はい・いいえ
	13 労働基準法における時間外労働の上限規制の趣旨を理解し、時間外労働について適切に対応している。	労働基準法第36条第3項及び第4項	はい・いいえ

(二)

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
災害補償	14 業務災害への対策を適正に行っており、その際、事故報告等の記録も適正に行っている。	労働基準法第8章	はい・いいえ
帳簿	15 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適正な記載事項で整備している。	労働基準法第107条から第109条まで	はい・いいえ
	16 法定帳簿その他労働関係に関する書類を3年間保存している。	労働基準法第109条	はい・いいえ
賃金	17 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金を支払っている。	労働基準法第24条及び第108条	はい・いいえ
	18 賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第24条第1項及び第2項	はい・いいえ
	19 割増賃金の計算の基礎となる単価は、適正である。	労働基準法施行規則第19条	はい・いいえ
	20 法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働について、適正に割増賃金を支払っている。	労働基準法第37条第1項及び第4項	はい・いいえ
	21 当該契約（委託・協定）に専ら従事する労働者等（再委託をしている場合は、再委託先の労働者を含む。）で最も低い報酬額（最低賃金）は、以下のとおりである（金額及び職種を記入する。）。 1時間当たり 円（職種）		

【安全衛生に関する事項】（労働安全衛生法）

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	22 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 ※ 常時使用する労働者が50人以上の場合は、衛生管理者と産業医の選任義務があります。	労働安全衛生法第3章	はい・いいえ
健康診断	23 毎年定期的、かつ採用時に健康診断を実施している。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条及び第44条	はい・いいえ
	24 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5	はい・いいえ
安全教育	25 衛生管理者等に対し、安全教育の実施等を行っている。	労働安全衛生法第19条の2第1項	はい・いいえ
受動喫煙の禁止	26 分煙化の推進など、実情に応じ受動喫煙対策を行っている。	労働安全衛生法第68条の2	はい・いいえ

【社会保険に関する事項】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
社会保険	27 労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法	はい・いいえ

(三)

【本契約の一部を下請負する場合における下請負先への要請】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
再委託先への要請	28 再委託先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約をしている。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)		はい・いいえ 対象外
	29 再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該再委託先に要請等を行っている。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)	新宿区公契約条例	はい・いいえ 対象外

【労働環境を更に向上させる取組】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
ワークライフバランス	30 休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】 (確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	
	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

○愛知県公契約条例

平成二十八年三月二十九日条例第十号

愛知県公契約条例をここに公布する。

愛知県公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、公契約に関し、基本方針を定め、並びに県及び公契約の相手方の責務を明らかにするとともに、公契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、公契約の適正化を図りつつ、県民に提供されるサービスの品質の確保、社会的な価値の実現及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公契約」とは、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。

(基本方針)

第三条 公契約は、公契約の過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。

2 公契約は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、予定価格の決定、その相手方の決定等の事務が適切に行われなければならない。

3 公契約は、その締結に当たり、事業者の環境の保全その他の社会的な価値の実現に対する寄与の程度を勘案すること等により、社会的な価値の実現を図る上で、適切に活用されなければならない。

4 公契約は、その履行に係る作業に従事する労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）及び自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により当該公契約の履行に係る作業に従事する者（以下「労働者等」という。）の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置が講じられなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進するものとする。

(公契約の相手方の責務)

第五条 公契約の相手方は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。

2 公契約の相手方は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(予定価格の適正な決定)

第六条 知事その他の公契約を締結する権限を有する者（以下「知事等」という。）は、予定価格を定めるときは、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、取引の実例価格等を考慮して適正に定めるものとする。

(低入札価格調査制度等の活用)

第七条 知事等は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用するものとする。

(事業者の社会的な価値の実現に資する取組の勘案)

第八条 知事等は、公契約の締結に当たっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする。

- 一 環境に配慮した事業活動を行っていること。
- 二 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
- 三 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
- 四 仕事と生活の調和を図るための取組を行っていること。
- 五 その他社会的な価値の実現に資する取組を行っていること。

(労働環境の整備が図られていることを確認するための措置)

第九条 知事等は、規則又は企業管理規程で定める公契約の相手方に対し、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。

(関係団体との協議の場の設置)

第十条 県は、公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、関係団体との協議の場を設けるものとする。

(指定管理者の指定に関する事務に係る取扱い)

第十一条 知事及び教育委員会は、公の施設の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者に行わせようとするときは、第三条に定める基本方針の趣旨を踏まえ、この条例に定める公契約に係る取扱いに準じて、その指定に関する事務を行うものとする。

労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。(時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間(建設事業は、2024年4月1日から上限規制を適用)) (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。また全ての使用者は、労働者に対する年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、健康管理上、労働者の労働時間の状況を客観的に把握していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに次の者を選任していますか。 ・常時使用する労働者が50人以上…安全管理者(一部業種のみ)、衛生管理者、産業医 ・常時使用する労働者が10人以上50人未満…安全衛生推進者又は衛生推進者 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上、月60時間を超える時間外の超えた部分:5割以上(中小企業は2023年3月31日まで2割5分以上))	
	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
取組事例	⑭ 労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

殿

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

年 月 日

契約名

所在地
商号又は名称
代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例

令和3年3月26日条例第25号

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例をここに公布する。

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例

静岡県は、県民への公共サービス提供のための契約の締結に当たり、事業者とその手続の透明性及び公正性の確保に取り組んでおり、事業者間の過度な価格競争等が問題となる中、最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式等の対策も講じてきたところである。

しかしながら、今後も入札の不調不落やダンピングが発生するおそれがあるため、公共サービスの円滑な提供や質の向上、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等に万全を期す必要がある。

また、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、多くの産業分野で人手不足が深刻化しており、本県経済が健全かつ持続的に発展していくためには、本県産業を支える人材の確保が急務である。

加えて、世界情勢や社会経済環境が大きく変化する中、我が国では産業構造の変化だけでなく、人々の働き方や生活様式の多様化が進んでおり、子育て、介護等と仕事を両立できる柔軟な働き方や、在宅勤務、テレワーク等の新たな働き方への対応、性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが働きやすい環境の整備が求められている。

よってここに、県の契約制度の適正な運用を通じて、良質な市場を形成することにより、県民に提供されるサービスの質を向上させ、従事者の労働環境を整備し、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにすることにより、契約制度の適正な運用を図り、県民に提供されるサービスの質を向上させ、従事者の労働環境を整備し、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、もって活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県がその目的たる事業者からの給付に対して対価の支払をすべきものをいう。

(2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

(3) 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

イ労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者

(4) 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。

(5) 従事者 公契約に係る業務に従事する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程における透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、経済性に配慮された上で、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止が図られていること及び価格以外の多様な要素も考慮されていることにより、総合的に優れた内容のものでなければならない。

3 公契約は、従事者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

4 公契約は、その目的及び内容に応じて、事業者が行う次に掲げる事項が勘案されたものでなければならない。

(1) 性別、年齢、国籍等にかかわらず、多様な人材が活躍する社会の実現に資すること。

(2) 障がい者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資すること。

(3) 柔軟な働き方ができる職場環境づくり及び働く人の健康づくりに資すること。

(4) 環境に配慮した事業活動に努めること。

(5) 持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること。

(6) その他社会的な価値の創出に資すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

2 県は、予定価格を定めるに当たっては、社会経済情勢の変化等を勘案し、市場における労務単価その他の取引価格等を考慮して積算するものとする。

3 県は、公契約に係る業務の発注に当たっては、その目的及び内容に応じて、特定の時期に集中しないよう計画的な発注及び適切な契約期間の設定に努めるものとする。

4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その目的及び内容に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。

5 県は、事業者等がその従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図るよう、入札及び公契約の締結からその終了に至るまでの過程において必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、法令を遵守するとともに、その債務を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるものとする。

3 事業者等は、その従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めるものとする。

4 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の取組方針)

第6条 知事は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びそれに基づく債務の履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めなければならない。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約の締結方法その他の公契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、取組方針を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民に意見を求めるものとする。

4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、取組方針の変更（知事が別に定めるものを除く。）について準用する。

6 知事は、毎年度、取組方針の実施状況について議会に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

公契約大綱（京都府）

はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

（注）この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

I 目的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

III 府が取り組むべき内容

上記IIの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。

なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期等を設定します。
- ◆翌年度にわたる工期の設定など必要に応じた取組により施工時期を平準化します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダンピング）への対応を強化します。
- ◆災害時等において緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を活用します。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
- ◆情報通信技術の活用等により生産性を向上します。
- ◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆入札執行残分を地域の事業に還元します。
- ◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。
- ◆物品調達において、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

4 事業活動における社会貢献の確保

- ◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。

◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。

- ・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
- ・不適正事案における調査への協力
- ・下請重層化の抑制

2 事業活動における社会貢献の実施

◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。

◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。

◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、P D C Aサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

市川市公契約要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公契約の適正な履行及び品質の確保並びに業務に従事する労働者を取り巻く環境の整備の推進を図ることを目的として、本市が行う労働条件の確認について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する建設工事及び業務委託に係る契約並びに市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第2号）第6条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 事業者 本市との間で第4条に規定する契約を締結する者をいう。
- (3) 指定管理者 本市との間で指定管理協定を締結する者（本市が出資している団体又は本市が継続的に人的若しくは財政的支援を行っている団体で市長が別に指定するものを除く。）をいう。
- (4) 下請業者 下請契約その他いかなる名称であるかを問わず、本市以外の者から第4条に規定する契約に係る業務の一部について請け負う者をいう。
- (5) 請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために事業者又は下請業者との請負契約により第4条に規定する契約に従事する者のうち次のいずれにも該当するものであって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者と同視すべき者をいう。
 - ア 当該契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者
 - イ 当該契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者
- (6) 労働者 事業者又は下請業者に雇用され当該契約に従事する者及び請負労働者として当該契約に従事する者をいう。
- (7) 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金及び請負労働者の収入をいう。

(労働条件の確認)

第3条 本市が行う労働条件の確認は、次のとおりとする。

- (1) 労働環境の確認
- (2) 労働者の適切な賃金水準による賃金の支払いの確認

(労働条件の確認の対象となる公契約)

第4条 前条第1号の労働環境の確認を行う公契約は、設計金額が3,000万円を超える契約であって次に掲げる契約に該当するもの及び指定管理協定とする。ただし、市長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 建設工事及び工事に関連する業務委託においては、市川市低入札価格調査制度に関する要綱（平成22年5月1日施行。次項において「低入札価格調査制度要綱」という。）第9条の規定により落札者を決定した契約

(2) 業務委託（工事に関連する業務委託を除く。）においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定し、かつ、落札決定価格が当該契約に係る最低制限価格に100分の102を乗じて得た額に満たない額となる契約

2 前条第2号の賃金の支払いの確認（以下「賃金支払いの確認」という。）を行う公契約は、設計金額が3,000万円を超える建設工事において低入札価格調査制度要綱第9条の規定により落札者を決定した契約とする。ただし、市長が、契約の内容、相手方等により、賃金支払いの確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、本市が締結する公契約について、当該公契約の内容その他の事情を考慮して、労働条件の確認を行うことができる。

（労働環境の確認）

第5条 事業者は、当該契約を締結する日までに、市川市労働環境の確認に関する誓約書（様式第1号第6項において「誓約書」という。）及び労働環境報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 事業者は、当該契約に係る契約期間内において市長が別に指定する日までに、別表第1に定める市長が指定する社会保険労務士会から推薦された社会保険労務士による労働条件審査（以下「労働条件審査」という。）を受審するものとする。この場合において、事業者は、労働条件審査の受審に当たり、当該社会保険労務士との間で、当該労働条件審査の受審に係る契約を締結するものとする。

3 労働条件審査に係る関係書類等は、別表第2に掲げるとおりとする。この場合において、事業者は、当該労働条件審査を担当する社会保険労務士から同表に定めるもののほか当該労働条件審査に関し必要な書類の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。

4 事業者は、労働条件審査を終えた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市川市の休日を定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日）又は当該契約期間の末日のいずれか早い日までに、当該労働条件審査を実施した社会保険労務士が作成する当該

労働条件審査に係る報告書の写し（以下「労働条件審査報告書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 労働条件審査の受審に要する費用は、別表第1に定めるとおりとし、事業者の負担とする。

6 市長は、第1項の規定により提出された誓約書及び労働環境報告書並びに第4項の規定により提出された労働条件審査報告書に基づき、労働環境の確認を行うものとする。

（労働者の賃金支払いの確認）

第6条 事業者は、当該契約を締結する日までに市川市賃金支払いの確認に関する誓約書（様式第3号）を、市長が別に指定する日までに労働者賃金支払報告書（様式第4号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された労働者賃金支払報告書に基づき労働者の賃金支払いの確認を行うものとする。この場合において、市長は、当該確認に際し疑義が生じたときは、事業者に対し、確認を求めるものとする。

3 事業者は、前項の規定により確認を求められたときは、すみやかに確認を行い、市長に報告するものとする。当該疑義の内容が下請業者に係るものであった場合も、同様とする。

（入札参加者への周知）

第7条 市長は、この要綱が適用される旨について、一般競争入札にあっては公告文により、指名競争入札にあっては指名通知により、それぞれ周知するものとする。

（調査、報告の聴取及び改善指導並びに競争参加資格停止の措置）

第8条 市長は、労働条件審査報告書の内容に基づき必要があると認めるときは、事業者に対して、労働環境の調査、報告の聴取等を行うことができる。

この場合において、事業者は、市長が行う労働環境の調査、報告の聴取等に協力するものとする。

2 市長は、前項の規定により実施した労働環境の調査、報告の聴取等の結果に基づき、必要があると認めるときは、改善指導を行うことができる。

3 市長は、労働者の賃金支払いの確認の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

4 前2項の場合において、市長は、事業者が改善指導に従わないときは、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日4施行）に基づく競争参加資格停止を行うことができる。

(労働条件の確認の基準)

第9条 労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他関係法令を基準とするものとし、このうち賃金に係る事項にあっては建築保全業務労務単価、公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価及び千葉県最低賃金を基準として判断するものとし、労務管理に係る事項にあっては社会保険の加入状況の有無等により判断するものとする。

2 賃金支払いの確認は、別表第3に定める賃金水準額を基準として判断するものとする。

別表第3（第9条関係） 市川市公契約要綱第9条第2項の規定に基づき定める賃金水準額は、次に掲げる算定式により算出した額を基準とする。算定式：公共工事設計労務単価÷8（時間）×0.85（定率） ※ 小数点以下は、切り上げる
--

(指定管理協定に係る労働環境の確認)

第10条 第5条、第7条、第8条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定は、指定管理協定に係る労働環境の確認について準用する。この場合において、第5条第1項中「事業者は、当該契約を締結する日」とあるのは「指定管理者は、当該指定管理協定に係る指定の期間を考慮して市長が別に指定する日」と、同条第2項中「事業者は」とあるのは「指定管理者は」と、「契約に係る契約期間内」とあるのは「指定管理協定に係る指定の期間内」と、条第3項中「事業者」とあるのは「指定管理者」と、同条第4項中「事業者は、労働条件審査を終えた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市川市の休日を定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日）又は当該契約期間の末日のいずれか早い日」とあるのは「指定管理者は、労働条件審査を終えた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市川市の休日を定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日）」と、同条第5項中「事業者」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「一般競争入札にあっては公告文により、指名競争入札にあっては指名通知により、それぞれ」とあるのは「指定管理者の指定にあっては募集要項により、」と、第8条第1項中「事業者」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第2号(第5条関係) 労働者賃金支払報告書

工事名	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
報告書作成日	平成 年 月 日
賃金支払日	平成 年 月 日
賃金計算対象期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
直近上位の発注者	

商号又は名称	
代表者名	
所在地	
担当者名	
所属部署	
電話番号/FAX番号	
E-mail	

番号	労働者氏名 または記号	請負労働者 C D E	従事状況 F	就業職種 兼業職種	給与形態		労働日数		労働時間		賃金等の内訳				支払基礎 賃金率価 額	入力不要 (表示が出したら、 明シートに入力してく ださい)							
					給与 形態	兼業	法定労働日 数	賃金計算 期間の実 働日数	法定労働日 数	賃金計算 期間の実 働時間	法定労働時 間	法定労働日 数	うち前 賃金対象 労働時間	うち前 賃金対象 労働時間			賃金計算 期間の基 本給額	賃金計算 期間に基 づく1か 月の実働 時間	賃金計算 期間に基 づく1か 月の実働 時間	本工事に 従事した ときの 実働時間	本工事に 従事した ときの 実働時間	1か月に わたりの 給付額	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							

○ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

平成22年12月22日

告示第268号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじみ野市（以下「市」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号。以下「規則」という。）第20条の2に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 規則第20条の2に規定する市長が別に定める契約は、次に掲げるものとする。ただし、市長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事請負契約及び修繕請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の委託契約
- (3) 市の公の施設の指定管理について、市長と指定管理者との間で締結する協定

(労働環境の確認のための書面)

第3条 規則第20条の2に規定する労働環境の確認のための書面は、労働環境チェックシート（様式第1号）及び労働者の配置計画書（様式第2号）（以下この条において「チェックシート等」という。）とする。

2 チェックシート等の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、チェックシート等の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(調査、改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置)

第4条 契約の相手方に対する労働環境の調査並びに改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置については、当該契約の条項による。

2 前項の入札参加停止等の措置の適用については、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定めるところによる。

（労働環境の基準）

第5条 この要綱に基づき確認する労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（相和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、市が発注する契約に係る労働環境の確認に関し必要な事項は、市長が別に定める

労働環境チェックシート

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

契約件名

受注者所在地

名称

代表者氏名

印

※回答欄のいずれかの□にレ点を付してください。（「いいえ」の場合は、早急に改善してください。）

区 分	項 目	回 答
1 労働条件等	(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。 また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

	(3) 就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。 また、労働者に周知されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 安全衛生関係	(4) 毎年定期的に健康診断を実施していますか。 また、産業医・衛生管理者の選任は適正ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5) 事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は 適正ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(6) 分煙化の推進など、受動喫煙対策を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 労働時間の管 理	(7) 労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録してい ますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(8) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 賃金	(9) 賃金台帳等から適正な計算・支払が行われています か。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(10) 時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を 支払っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(11) 賃金は、通貨で全額を労働者に直接、毎月1回以上 及び一定期日を定めて支払っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

	<p>(12) 当該契約に従事する労働者の最低労働賃金単価は いくらですか。</p> <p>*工事、修繕請負契約については「労働者の配置計画書」 (様式第2号)に記入</p>	<p>時間単価 _____円</p> <p>職種 _____</p>
5 各種保険加入 の手続	<p>(13) 社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等が 適切ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>
6 法定帳簿等の 整備状況	<p>(14) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整 備されていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>
	<p>(15) 労働条件通知書（雇用契約書）が整備されています か。また、労働者に交付していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>

※「いいえ」の場合は、次の区分・項目設問番号と理由を記入してください。

区分・項目 設問番号	理 由

※このシートは、公契約で働く労働者の労働環境を確認するために作成していただくものです。

※最低労働賃金単価の記入方法（区分4項目（12））

・本契約における業務に主として従事する従業員のみを対象とします。雇用形態は問わず会社役員は含みません。

・労働賃金単価を1時間当たりで計算し、その額と業務内容を記入してください。

（記入例）最も低い賃金単価 時間単価 1,000円 職種 清掃

・「工事、修繕請負契約」については「労働者の配置計画書」（様式第2号）に記入してください。

(表)

様式第2号 (第3条関係)

労働者の配置計画書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

契約件名

受注者所在地

名称

代表者氏名

⑩

工種	職種	員数	最低労働賃金単価 (1日あたり)	施工業者名 (元請・下請別)
		人	円	

*この計画書は、「労働環境チェックシート」(様式第1号)と合わせて契約締結後1か月以内に工事監督員に提出してください。

(裏)

*記載に当たっての注意事項

【対象とする労働者の範囲】

本契約における工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当する労働者とします。

※現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等は含みません。

※雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

【最低労働賃金単価について】

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1か月の労働日数により日単位に換算します。

基本給相当額、基準内手当、臨時の給与（賞与等）及び実物給与の合計

※基準内手当とは、家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等

○対象となる51職種

職 種			
土木一般世話役	潜かん世話役	はつり工	タイル工

特殊作業員	潜かん工	造園工	設備機械工
普通作業員	さく岩工	塗装工	交通指導員 A
軽作業員	トンネル世話役	鉄骨工	交通指導員 B
とび工	トンネル特殊工	防水工	サッシ工
石工	トンネル作業員	軌道工	屋根ふき工
ブロック工	橋りょう世話役	法面工	内装工
電工	橋りょう特殊工	高級船員	ガラス工
鉄筋工	橋りょう塗装工	普通船員	建具工
溶接工	山林砂防工	潜水士	ダクト工
運転手（特殊）	大工	潜水連絡員	保温工
運転手（一般）	左官	潜水送気員	建築ブロック工
型わく工	配管工	板金工	

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。

公契約条例制定県の条例概要

(各県の条例等を基に神奈川県作成)

	1 長野県 (平成26年4月施行)	2 岐阜県 (平成27年4月施行)	3 奈良県 (平成27年4月施行)	4 岩手県 (平成28年4月施行)	5 愛知県 (平成28年4月施行)	6 沖縄県 (平成30年4月施行)	7 静岡県 (令和3年3月施行)	8 滋賀県 (令和4年4月施行)	9 熊本県 (令和5年4月施行)
① 名称	長野県の契約に関する条例	岐阜県公契約条例	奈良県公契約条例	県が締結する契約に関する条例	愛知県公契約条例	沖縄県の契約に関する条例	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例	滋賀県が締結する契約に関する条例	持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例
② 目的	契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって県民の福祉の増進を図ることを目的とする。	その制度の適切な運用を図り、もって事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とする。	適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする	県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。	公契約の適正化を図りつつ、県民に提供されるサービスの品質の確保、社会的な価値の実現及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。	県契約に関する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。	契約制度の適正な運用を図り、県民に提供されるサービスの質を向上させ、従事者の労働環境を整備し、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、もって活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。	県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図り、もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。	公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
③ 賃金下限額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
④ 事業者の社会的責任等	環境保全	○	—	—	○	—	○	○	○
	障害者雇用	○	○	—	○	—	○	—	—
	男女共同参画	○	—	—	○	—	—	—	—
	上記以外	・その他社会貢献活動	・その他の社会的責任を果たすための取組	・公契約の相手方の選定において、社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案	・その他の社会的な価値の向上に資する取組	・仕事と生活の調和 ・その他社会的な価値の実現に資する取組	・社会的な責任を有していることを認識	・持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること ・その他の社会的価値の創出に資すること	・多様な人材の活用に関する取組
⑤ 法令順守等	最低賃金	—	—	○	○	—	—	—	—
	社会保険	—	—	○	○	—	—	—	—
	法令全般	—	—	—	—	○	○	—	○
⑥ 賃金支払等の報告	制度の有無	—	—	○	○	—	—	—	—
	報告制度の適用となる契約	—	—	工事:3億円以上 委託:3千万円以上 指定管理:3千万円以上	工事:5億円以上 委託:3千万円以上 指定管理:3千万円以上	工事:6億円以上 委託:1千万円以上 指定管理:適用外	—	—	—
	立入調査 罰則規定	—	—	○	—	—	—	—	—
⑦ 審議会設置	○	— (必要に応じ学識経験者等から意見聴取)	○	○ 令和2年11月 検討結果報告あり	— (公契約に関する協議の場を設置)	○	—	○	— (取組方針その他の重要事項について学識経験者及び関係団体の意見を聴取)
⑧ 条例及びその運用に係る課題(第1回協議会資料から再掲)	効果検証の方法が今後の課題	入札契約制度の運用面の改善	現時点では特になし	・事業者への効果的インセンティブの設定 ・制定効果の測定 ・施行状況及び必要な措置の検討	労働関係法令に関する権限のない中で事業者対応には限界がある	条例の実効性の確保	効果判定や、取組状況の把握の方法	事業者の取組状況の調査、取組方針の検証方法、新たな取組の検討など	現時点では特になし

(注)「○」は規定あり、「—」は規定なし

奈良県公契約条例の概要

目的

○公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本理念

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

責務

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

基本方針

(1) 社会的価値の評価

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

(2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。

ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。

イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

公契約の定義

- ① 県が発注する建設工事の請負契約
- ② 県が業務を委託する契約
- ③ 県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

社会的価値の評価

評価項目の種類	評価方法	
①「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」※登録 ②障害者雇用 ③保護観察対象者等雇用	建設工事	業者格付け時
	業務委託	特定公契約の 総合評価入札の評価時
	指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時

・各項目の該当状況により加点点評価

・※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

特定公契約の範囲		遵守事項
建設工事	予定価格3億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ●最低賃金、社会保険加入の遵守 ●条例に基づく諸手続き <ol style="list-style-type: none"> ①履行責任者の選任・報告 ②下請負者等への明示及び指導 ③労働者への明示 ④定期の支払賃金等の報告 ⑤疑義がある場合の説明等 ⑥立入調査への協力 ⑦必要な措置の結果報告
業務委託 (下記業務)	予定価格3千万円以上	
指定管理 (下記業務)	委託料上限額3千万円以上	

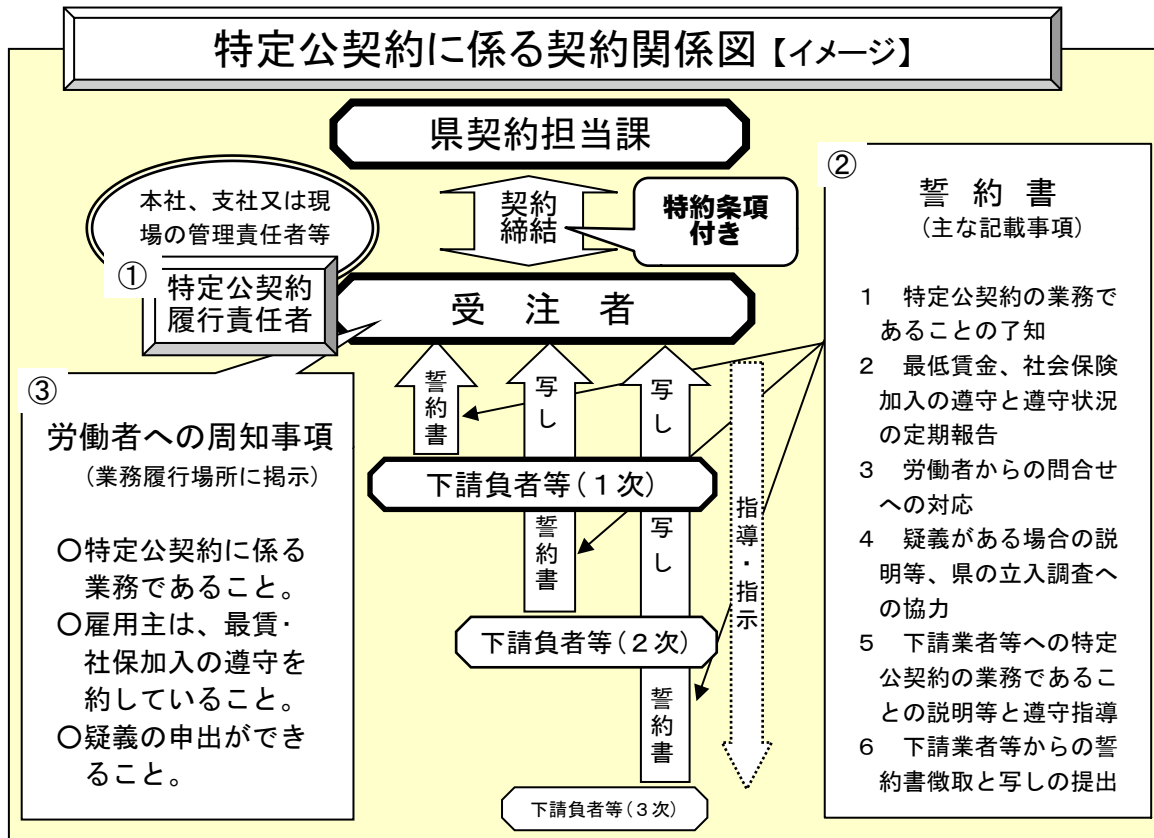
【業務委託及び指定管理に係る特定公契約に該当する業務の範囲】

次の業務のいずれかを含む内容の公契約（契約期間が6ヶ月を超えるもの）

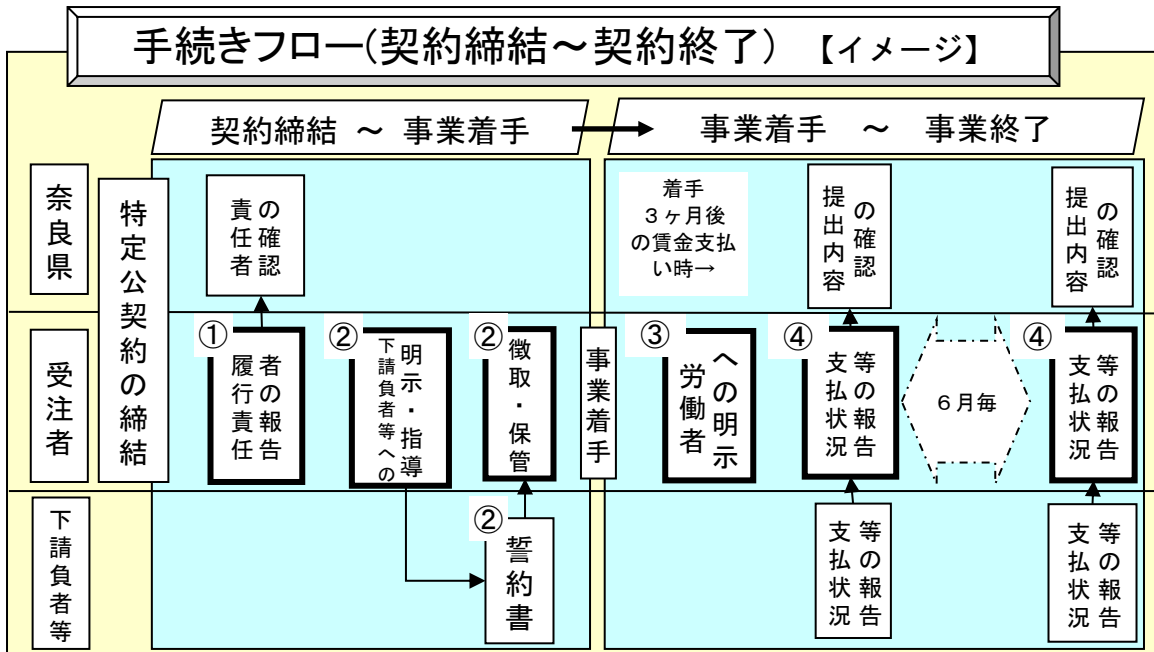
- ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務
- イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

奈良県公契約条例の概要

特定公契約に係る契約関係図【イメージ】



手続きフロー(契約締結～契約終了)【イメージ】



違反措置等

対象行為

- 賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反
 - ・報告しない
 - ・虚偽の報告
- 立入調査への協力義務違反
 - ・拒否・妨害等
- 必要な措置を講じた結果の報告義務違反
 - ・報告をしない
 - ・虚偽の報告
 - ・必要な措置を講じない

違反に対する措置等

【受注者】

- ・過料 5万円以下
- ・入札参加停止措置 1か月又は3か月

※ ただし、下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、適用しない。
過料を科した場合は、情報提供としての公表を行う。

【下請負者等】

- ・入札参加停止措置 1か月

※ ただし、下位の下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、上位の下請負者等には適用しない。

(評価への反映)

上記の入札参加停止措置を受けた事業者については、業者格付け(建設工事)、総合評価(業務委託)又は公募に係る審査(指定管理)において、一定の減点を行う。

公契約審議会

○知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議する。

公契約執行適正化委員会

○過料の適否その他この条例に基づく公契約の適正な履行の確保(入札参加停止措置を含む。)について調査審議する。

施行時期

○平成27年4月1日施行

※ 施行日以降に公告等のあった特定公契約に適用。

ただし、社会的価値の評価に係る業者格付けについては、28・29年度分から適用

※ 報告の対象となる範囲：経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く労働者

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の概要

目 的 (第1条)

公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与する。

定義 (第2条)

※ 公契約… 県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきもの
 事業者… 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者
 事業者等… 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

基 本 理 念 (第3条)

① 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

② 総合的に優れた内容の契約締結

- ・ 経済性に配慮した上で、適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結を防止
- ・ 価格以外の多様な要素も考慮

③ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

- ・ 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備
- ・ 県内事業者の受注の機会の確保
- ・ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組を勘案
- ・ 県産品の利用の促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組を勘案

④ 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

責 務 (第4条・第5条)

県の責務：基本理念にのっとり、必要な取組を推進（取組方針の策定）

事業者等の責務：法令遵守・適正履行・公契約に関する取組への協力

事業者等との協力 (第6条)

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進

推 進 体 制 (第7条・第8条)

県が定める取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見聴取を実施

指定管理者制度の取扱い (第9条)

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ公契約に準じた取扱いを行う。



持続可能な社会の実現

「県が締結する契約に関する条例」の検討結果について

【概要】

「県が締結する契約に関する条例」の見直しについて、令和 2 年 11 月 25 日に岩手県契約審議会から「当面、現状維持とすることが適当」との報告があり、これを踏まえ、県として、本条例については「当面、現状維持」とするとともに、今後も社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、必要に応じて条例の見直しについて検討していくこととしたもの。

1 検討の趣旨

「県が締結する契約に関する条例」（平成 27 年岩手県条例第 35 号。以下「県契約条例」という。）は、県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的に制定したところである。

県契約条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行されており、県契約条例附則第 2 項により、「知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされている。そのため、岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）において、条例の施行状況について下記の 4 つの論点を整理し、検討した。

- (1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。
- (2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。
- (3) 特定受注者からの報告事項等は適切か。
- (4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。

審議会における検討結果が『県が締結する契約に関する条例の検討結果に係る報告書』（概要については別紙参照）として取りまとめられ、令和 2 年 11 月 25 日に審議会（熊谷隆司会長）から県（戸館商工労働観光部長に）提出されたことを受け、県としての対応方針を整理した。

[県契約条例第 9 条]

適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

[県契約条例附則第 2 項]

知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 県契約条例の施行状況に係る県の検討結果

報告書を受けて、県として検討・整理した結果は以下のとおり。

(1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲について

条例に基づく報告制度の対象となる特定県契約については、報告制度の履行の観点から一定数の確保が必要である。

工事請負契約の今後の件数については、東日本大震災津波からの復旧・復興工事は今後減少が見込まれるが、自然災害の発生状況にも左右されることから件数を見込むことは現時点で難しい。また、業務委託契約及び指定管理協定については、今後も現状の件数と同水準で推移することが見込まれ、運用に支障が無いと想定される。

このことから、特定県契約の範囲は当面、現状維持とする。なお、工事請負件数の推移を把握しながら、必要な検討を行っていく。

(2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲について

最低賃金及び社会保険加入について、特定受注者から違反の報告はなく、関係法令遵守は確保されているものと考えられることから、当面、現状維持とする。なお、働き方改革関連法の定着状況を確認しながら、必要な検討を行っていく。

(3) 特定受注者からの報告事項等について

最低賃金及び社会保険加入に係る違反の報告はなく、現行の報告制度により実効性が担保されていると考えられることから、当面、現状維持とする。なお、受注者等の責務として法令遵守を求める範囲の検討と併せて、必要な検討を行っていく。

(4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるかについて

現段階では具体的な基準を定めることが困難であることから、当面、現状維持とする。なお、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体における措置状況等を継続的に把握し、必要な検討を行っていく。

3 今後の対応について

社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、必要に応じて条例の見直しについて検討していく必要があることから、令和3年度以降も継続的に審議会を開催し、特定受注者から報告される賃金の状況や他の自治体における取組状況等について、審議会に定期的に報告し、必要な検討を行っていく。

『県が締結する契約に関する条例の検討結果に係る報告書』の概要

1 検討の概要

岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）では、平成30年8月以降、令和2年5月まで4回にわたる協議・検討の中で、県契約条例の施行状況の検討に係る論点の設定と当該論点に係る検討を行った。

論点については、国の動向等の社会情勢、他県の状況、過去の審議会等での意見等を考慮し、下記の4つを論点として整理のうえ、検討が行われた。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。 (2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。 (3) 特定受注者からの報告事項等は適切か。 (4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。 |
|---|

2 各論点に係る検討について

4つの論点については、審議会において以下の検討が行われたところ。

(1) 「条例で規定する特定県契約の範囲は適切か」（論点1）

特定県契約の対象となる工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定の規模については、

- ・ 対象となる契約件数の確保は必要
- ・ 復旧・復興工事の進展に伴い、大規模な工事請負契約の件数は減少していくことが見込まれるが、自然災害の発生状況にも左右されるため、中期的に件数を見込むことは困難
- ・ 対象となる工事請負契約件数の推移等を把握しながら、一定期間後に再度検討してはどうか。
- ・ 業務委託契約及び指定管理協定については、今後も同水準で推移することが見込まれ、制度運用上支障はない。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

<p>(参考) 特定県契約の範囲</p> <p>工事請負契約 予定価格5億円以上</p> <p>業務委託契約 予定価格3千万円以上</p> <p>指定管理協定 委託料上限額又は委託料の額3千万円以上</p>

(2) 「受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か」（論点2）

県契約の履行に当たって受注者等に法令遵守を求める法令の範囲については、

- ・ 働き方改革関連法による労働時間に関する法制の見直しについて重要視すべき。
- ・ 産業医の機能強化等の改正が行われた労働安全衛生法について、遵守すべき法律に加えても良いのではないかと。
- ・ 最低賃金及び社会保険加入について違反の報告はないため、現状維持とすべき。
- ・ 働き方改革関連法の定着の動向を見ながら、今後措置等を検討していくべき。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

(参考) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲

最低賃金法 (最低賃金以上の賃金支払)

健康保険法 (資格取得に係る届出)

厚生年金保険法 (資格取得に係る届出)

国民健康保険法 (資格取得に係る届出)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (保険関係成立の届出)

雇用保険法 (被保険者の届出)

(3) 「特定受注者からの報告事項等は適切か」(論点3)

県契約の受注者等に求めている法令遵守事項に係る特定県契約の受注者からの報告の範囲については、

- ・ 報告項目を増やすより、対象件数を確保することが重要
- ・ 最低賃金の支払や社会保険等の加入に係る違反の報告はなく、現行の報告制度により実効性が担保されているのではないか。
- ・ 特定県契約の受注者から負担軽減を求める申入れ等はなく、負担は許容範囲内と判断できる。
- ・ 報告事項を増やすと特定受注者の負担が大きくなる。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

(参考) 特定県契約の受注者からの報告について

- ・ 報告対象とする特定受注者の選定に当たって、恣意的にならないよう、ガイドライン等で具体的な手順を定めている。
- ・ 各契約について契約時期から一定の期間 (工事請負契約については3か月程度、業務委託契約・指定管理協定については6か月程度を目安) を置き、下請負者や再委託先も含めた労働者の社会保険加入状況、賃金の額について報告を求めている。

(4) 「受注者等の責務として報酬下限額を設けるか」(論点4)

受注者の責務としての報酬下限額について、条例に規定するかどうかについては、

- ・ 賃金は、労使双方の交渉によって決めるのが原則
- ・ 労働組合の立場としては、規定を設けることについて前向きに検討して欲しい。
- ・ 企業によって労働条件が異なるなかで、報酬下限の設定は技術的に難しい。
- ・ 報酬下限額を設定するのであれば、説得力のある金額である必要がある。
- ・ 現段階で条例に盛り込むことが難しいことは理解するが、引き続き検討を続けてほしい。

等の意見があり、「現段階では具体的な基準を定めることは困難であることから、当面、現状維持とし、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の状況等を把握しながら、必要に応じ検討することが適当」とされた。

3 今後の検討について

県契約条例の施行状況の検討項目(論点)については、上記検討のとおり、いずれも「当面、現状を維持することが適当である」との結論がまとめられたほか、「今後も社会経済状況の変化や条例の運用状況等を踏まえて、必要があれば見直し等の対応を検討していく必要がある」との認識が示された。

協議会検討メモ

2023年11月16日

委員 小島 周一

公契約の特徴

- ・ (地方自治体と民間企業の) 契約であること
- ・ 契約の履行による受益者は県民であること
- ・ 契約金の支払原資は税金であること

公契約条例の目的

- ・ 県民に対する公共サービスの品質の確保
- ・ 公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保
- ・ 社会的な価値の実現に寄与する事業者の育成
- ・ 以上を通じ、県民生活の質の向上及び地域経済の活性化に寄与

公契約条例の基本理念

- ・ 公契約の過程における透明性及び競争の公正性の確保
- ・ 取引の実例価格・従事者の設計労務単価等を考慮した、公契約の履行における品質にふさわしい価格による調達とダンピング受注の排除
- ・ 設計労務単価等が配慮された公契約従事者の労働環境の整備
- ・ 公契約の目的及び事業者の責務の実現に貢献した事業者への応援

当事者の責務

県

- ・ 公契約に関する施策の総合的・効果的な推進
- ・ 取引の実例価格・従事者の設計労務単価等を考慮した価格の設定
- ・ 公契約の目的・内容に応じた計画的な発注及び適切な契約期間の設定
- ・ 公契約の履行状況の調査・把握
- ・ 公契約の目的実現に貢献した事業者への応援

事業者

- ・ 公契約の履行にあたっての、公契約の目的・基本理念の尊重
- ・ 当該公契約の設計労務単価等に配慮した公契約従事者の労働条件・労働環境の設定
- ・ 県の施策・調査への協力

基本理念の実効確保のための措置

- ・ 県による実態調査
- ・ 公契約の実情把握のための常設機関の設置